		日号外	ページ
	る北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件の一部を改正する件	二八特32	五
三一五―	○財務省 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示		二
三一八	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	七	四
三一九	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	四
三二一	大韓民国産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産の炭素鋼製突合せ溶接式継手について関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件	八	三
三二二	租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件	一二	二
三三三― 三四〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一二269	一
三四一	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一二269	七
三四二― 三四四	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一二269	八
三四五	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	一五	三
三四六	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件	二二	三
三四七	支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件	二六	三
三四八	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件	二六	三
三四九	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件	二七282	一〇七
三五〇	大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件	二七282	一〇九
三五一	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの輸入数量を告示する件	二八	七
三五二	平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	二八	七
三五三	平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	二八	七
三五四	平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件	二八	七
二	○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項の一部を改正する件	四262	一四
一九	○財務省、農林水産省 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	二〇	六
一七	○国税庁 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件	一八274	一六
一八	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件	一八274	一七
一八〇	○文部科学省 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示	二一	三